

## 出産に関する支援

市町村	9 出産祝い金・祝い品の贈呈						10 産後ケア事業の実施		11 育児不安の親のグループ活動		12 発達障がい等育てにくさを感じる親支援	
	制度の有無	第一子	第二子	第三子	第四子以降	贈呈条件・制限等	制度の有無	制度の内容	支援の有無	支援の内容	早期支援体制の有無	支援の内容
福島市	ない						ある	産後にうつ傾向や育児不安を持つ産婦とその子どもに、医療機関等におけるショートステイやデイケアによる支援を提供し、適切な健康管理や育児不安の軽減を図るとともに、低所得者の負担軽減のため、自己負担額を減免する。	ある	3.11後の放射能不安への対応として開始し、現在は、育児不安全般として実施 ・親と子のいきいき健康講座 ・心理士による座談会	ある	相談会や親子遊びの教室
会津若松市	ない						ある	家族や地域での育児支援が受けにくく、不安や負担感など心身の疲労が蓄積されやすい産後1年未満の母子を対象。期間は日帰りケア、宿泊ケア各7日間。委託先は福島県助産師会、会津中央病院。	ない		ある	乳幼児健康診査等で相談があった場合、保健師の家庭訪問や電話相談を実施している。また、必要時、医師や臨床心理士、言語聴覚士等専門職による相談会につなげている。
郡山市	ある	いずれか1つ (1)哺乳瓶除菌・保管ケース (2)マグセット (3)体温計 (4)絵本セット	同左	同左	同左	(1)本市で母子健康手帳の出生届出済証明を受けた新生児 (2)本市以外で母子健康手帳の出生届出済証明を受け、本市に住居登録がある新生児(出生届出時の住所も本市にあった場合に限る。)	ある	産後6か月以内の母子を対象に、ショートステイ事業及びデイケア事業を市内の医療機関・助産院に委託して実施している。	ない		ある	幼児健診の事後として、発達障がい疑われる児と保護者へのフォロー教室の開催や精神科医師や臨床心理士等の相談の紹介を行う。また、電話や来所相談や訪問等で継続的に支援している。

## 出産に関する支援

市町村	9 出産祝い金・祝品の贈呈						10 産後ケア事業の実施		11 育児不安の親のグループ活動		12 発達障がい等育てにくさを感じる親支援	
	制度の有無	第一子	第二子	第三子	第四子以降	贈呈条件・制限等	制度の有無	制度の内容	支援の有無	支援の内容	早期支援体制の有無	支援の内容
いわき市	ある	<p>出産支援金 50,000円</p> <p>(出産を奨励し、及び祝福するとともに、出産に係る経済的な負担を軽減し、もって市民が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備に寄与することを目的として支給)</p>	<p>出産支援金 65,000円</p> <p>(出産を奨励し、及び祝福するとともに、出産に係る経済的な負担を軽減し、もって市民が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備に寄与することを目的として支給)</p>	<p>出産支援金 80,000円</p> <p>(出産を奨励し、及び祝福するとともに、出産に係る経済的な負担を軽減し、もって市民が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備に寄与することを目的として支給)</p>	<p>第三子以降同内容</p>	<p>・出産支援金支給事業 対象者：平成26年4月1日以降の出生により本市の住民基本台帳に記載された出生児 支給資格者：出生児が出生した日現在において、本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている当該出生児の父又は母</p>	ある	<p>・保健指導を必要とする母子を、出産後の一定期間、診療所または助産所に入所または通所させ、母体の保護及び保健指導を提供する。 ・NPO法人、医療機関に委託 【入所】 利用期間は原則7日間以内。必要が認められれば更に7日間以内の延長可。自己負担あり。 【通所】 原則3日間以内。多胎産婦に限り、必要が認められれば6日まで延長可。自己負担あり。 【減免措置】 ・生活保護世帯、市県民税非課税世帯</p>	ある	<p>各地区保健福祉センターで開催しており、健診等で育児不安が確認された保護者とその児を誘導し教室を実施。保健師や保育士、心理士、体育指導員を配置し、それぞれの視点から対象者の課題を明らかにし、継続した支援を実施している。</p>	ある	<p>各地区保健福祉センターで開催。健診等で発達の遅れが疑われる児や育てにくさを感じている保護者を誘導し教室を実施。保健師や保育士、心理士を配置し、それぞれの視点から対象者の課題を明らかにし、発達についての相談や関わり方、専門機関への誘導等を行っている。</p>
白河市	ある	<p>おむつ等と交換できるクーポン券30,000円分</p>	<p>おむつ等と交換できるクーポン券30,000円分</p>	<p>おむつ等と交換できるクーポン券30,000円分</p>	<p>おむつ等と交換できるクーポン券30,000円分</p>	<p>本市に住民票があり、平成30年4月1日以降に誕生した0歳児の保護者にクーポン券を交付する。クーポン券は、市内のクーポン券取扱店舗で使用できる。</p>	ある	<p>県助産師会に委託し、日帰りケア・宿泊ケアサービスを提供し、利用経費を助成する。</p>	ない		ある	<p>相談会や親子遊びの教室を通して療育相談、発達支援を実施。</p>
須賀川市	ない						ある	<p>産後の身体の回復や子育て等において不安があり、指導が必要な方に対して、福島県助産師会と医療機関に委託し、宿泊ケアや日帰りケアのサービスを提供する。個人負担金あり。</p>	ない		ある	<p>発達支援教室 保護者支援教室 個別の相談会</p>
喜多方市	ない						ある	<p>福島県助産師会及び市内産婦人科医院に委託し、産後1年未満の母児(医療機関は産後3か月以内の母児)を対象に宿泊ケア及び日帰りケアを実施。利用期間は各7日間。自己負担あり。</p>	ない		ある	<p>・1歳6か月児健診で観察が必要となった児を対象とした健康相談。 ・医師や臨床心理士、言語聴覚士等専門職による相談会。</p>

## 出産に関する支援

市町村	9 出産祝い金・祝い品の贈呈						10 産後ケア事業の実施		11 育児不安の親のグループ活動		12 発達障がい等育てにくさを感じる親支援	
	制度の有無	第一子	第二子	第三子	第四子以降	贈呈条件・制限等	制度の有無	制度の内容	支援の有無	支援の内容	早期支援体制の有無	支援の内容
相馬市	ない						ある	福島県助産師会に委託し、産後1年未満の母児を対象に宿泊ケア及び日帰りケア、訪問ケアを実施している。利用回数制限あり。利用にあたり、自己負担あり。	ない		ある	相談会や発達支援教室
二本松市	ある	10,000円 (うち5,000円は居住地域の商品券)	50,000円 (うち25,000円は居住地域の商品券)	100,000円 (うち50,000円は居住地域の商品券)	第三子と同じ	出生日時点で父母どちらか少なくとも一方が1年以上継続して市内に住民登録をしていること。	ある	産後5か月未満の母子を対象に日帰りケア、宿泊ケアを市内の医療機関に委託し実施	ある	母の不安解消やママ友づくりの場としての子育てチャットの会の開催	ある	・ペアレントプログラム ・すくすく広場(あだち地方自立支援協議会子ども支援部会主催)
田村市	ある	商品券 60,000円相当	商品券 60,000円相当	商品券 160,000円相当	商品券 160,000円相当	対象児の保護者 ・対象児の出生の日に市に住所を有する者 ・支給年齢の誕生日に市に住所を有する対象児と同居する者	ある	①家族から十分な支援が受けられない方 ②産後に身心の不調または、育児不安がある方 ③その他必要と認められたもの a. 県助産師会助成宿泊ケア1泊2日助成61,560円、日帰りケア14,500円 b. 医療機関助成宿泊ケア47,520円日帰りケア8,000円 ※助成限度は宿泊、日帰り合わせて7日まで利用	ない		ある	発達支援教室・療育相談等
南相馬市	ある	○	○	○	○	出生の日から市内に住所を有する児童が対象。2万円分の誕生祝い品(紙おむつ等と引換可能な給付券)を交付。有効期限は交付の日から6か月。	ある	出産後の母子の心身のケア、育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を整備するため、宿泊型、デイサービス型を実施	ある	ペアレントプログラムの受講者OBの自主グループに助言及び活動場所使用料の免除	ある	・発達相談会 ・ことばの相談会 ・すこやか教室 ・ペアレントプログラム講座 ・幼稚園・保育園の巡回相談

## 出産に関する支援

市町村	9 出産祝い金・祝品の贈呈						10 産後ケア事業の実施		11 育児不安の親のグループ活動		12 発達障がい等育てにくさを感じる親支援	
	制度の有無	第一子	第二子	第三子	第四子以降	贈呈条件・制限等	制度の有無	制度の内容	支援の有無	支援の内容	早期支援体制の有無	支援の内容
伊達市	ある	育児用品 15,000円相当	育児用品 15,000円相当	育児用品 15,000円相当 出産祝い金 500,000円(出生時300,000円、小学校入学時200,000円)	育児用品 15,000円相当 出産祝い金 500,000円(出生時300,000円、小学校入学時200,000円)	・妊娠32週以降から産後9週未満の方へ育児用品をプレゼント ・上記に加え、第3子以降については祝い金を支給 ・伊達市在住等が条件	ある	アウトリーチ型と宿泊型を実施	ない		ある	・1歳6か月児健診で観察が必要となった児を対象に遊びの教室 ・二次相談会
本宮市	ある	・市のキャラクター スタイその他下記 のいずれか1つ(1)ひのきの プラスチック離乳食器(2)マ グセット	同左	同左	同左	市に住民登録がある生後2か月未満の児童	ある	・対象:6か月未満の産婦と生後6か月未満の乳児 ・内容:デイケア、ショートステイ(利用日数各7日まで)(県助産師会、医療機関に委託し実施。) ・自己負担有	ある	○子育てチャットの会(育児負担を持つ親のグループミーティング) ・実施回数:月1回実施 ・スタッフ:保健師、臨床心理士	ある	○のびのび健康相談(1.6歳児、3歳児健診事後の保護者への助言、支援のための臨床心理士等の個別相談) ・実施回数:月1回 ○親と子の発達相談(乳幼児から高校生闘争までのおや子の個別心理相談) ・実施回数:月1回 ○すくすく広場(あだち地方自立支援協議会子ども支援部会主催)
桑折町	ある	育児用品 15,000円相当	同左	同左	同左	本町に住民登録のある32週以降の妊婦	ある	福島県助産師会に委託 日帰りケア、宿泊ケアを実施 産後1年未満の母子 自己負担あり	ある	育児不安の相談の場として、妊娠中・育児中の保護者を対象にすくすくカフェを実施	ある	保健師や保育士等の家庭訪問、電話相談、来所相談等を実施
国見町	ない						ある	福島県助産師会に委託し、産後1年未満の母子を対象に日帰りケア及び宿泊ケアを実施。	ない		ある	健診事後の心理判定員との発達相談
川俣町	ある	祝金 10万円	祝金 10万円	祝金 10万円	祝金 10万円	①保護者が子の出生前1年以上、川俣町に居住していること。 ②申請書提出時点において、町税等に滞納がないこと。	ある	実施施設において、宿泊ケア、デイケア(日帰り)で授乳指導・育児相談などを受ける。日帰り最大3回、宿泊は1泊2日の1回までとするが、町長が特に必要と認めた場合は延長できる。	ある	年11回、母親同士のグループミーティング	ある	支援が必要となる子どもへの相談を実施し、家族への支援、関係機関との連携等を行う。

## 出産に関する支援

市町村	9 出産祝い金・祝品の贈呈						10 産後ケア事業の実施		11 育児不安の親のグループ活動		12 発達障がい等育てにくさを感じる親支援	
	制度の有無	第一子	第二子	第三子	第四子以降	贈呈条件・制限等	制度の有無	制度の内容	支援の有無	支援の内容	早期支援体制の有無	支援の内容
大玉村	ある			祝金 300,000円	祝金 300,000円	・第三子以降 ・出産前引き続き3ヶ月以上本村に住所を有していること ・2人以上の子どもを現に養育していること	ある	・(対象)産後概ね1年未満または4か月未満の母子 ・(内容)村が委託した医療機関または助産所に母子が通所・宿泊。 ・自己負担は1割。	ない		ある	・すくすく広場(あだち地方自立支援協議会子ども支援部会主催) ・心の健康相談事業(心理相談)
鏡石町	ある	・誕生証書 ・新生児へ商品券(5,000円)を支給	・誕生証書 ・新生児へ商品券(5,000円)を支給	・誕生証書 ・新生児へ商品券(5,000円)を支給	・誕生証書 ・新生児へ商品券(5,000円)を支給	住民基本台帳に記録されている保護者で、なおかつ次の各号いずれかに該当する者に対して支給する。 (1)対象児の誕生日において、町内に住所を有する期間が6箇月を経過している者。 (2)対象児の誕生日以後において、町内に住所を有することとなった日から起算して6箇月を経過した者。	ある	宿泊ケア、日帰りケア、アフターケアの費用助成	ある	就学前の親子の交流の場として週3~4回「つどいの広場」を開催	ある	健診後のフォローアップ相談の実施(のびのび健康相談:年4回)
天栄村	ある	なし	祝金 100,000円	祝金 200,000円	第四子祝金 300,000円 第五子祝金 500,000円	出生児が誕生後引き続き1年以上本村に住所を有していること。 現に生存する1人以上の兄弟がおり同居していること。	ある	県助産師会及び公立岩瀬病院と委託契約し、宿泊ケア及び日帰りケアを実施。自己負担金:宿泊ケア(1泊2日)5,000円、日帰りケア1,000円、訪問ケア500円			ある	なかよしくらぶ等で保護者の精神的フォローを行う。
下郷町	ある	なし	なし	祝い金 100,000円	第四子 200,000円 第五子以降 300,000円	・出生児が誕生後3ヶ月住所を有していること ・両親が誕生日前4年間住所を有していること	ある	生後1ヶ月未満の乳児・産婦を対象に、訪問ケア、日帰りケア、宿泊ケア利用負担の一部を助成する	ない		ある	・発達相談会 ・訪問等の個別対応
檜枝岐村	ある	祝い金50,000円	祝い金50,000円	祝い金 500,000円	祝い金 500,000円	出産時に、父母住民であること。 引き続き、永住見込みであること。	ある	・産後宿泊ケア事業(妊婦一人につき6泊以内) ・産後日帰りケア事業(妊婦一人につき5日以内)	ない		ある	発達観察相談会

## 出産に関する支援

市町村	9 出産祝い金・祝い品の贈呈						10 産後ケア事業の実施		11 育児不安の親のグループ活動		12 発達障がい等育てにくさを感じる親支援	
	制度の有無	第一子	第二子	第三子	第四子以降	贈呈条件・制限等	制度の有無	制度の内容	支援の有無	支援の内容	早期支援体制の有無	支援の内容
只見町	ある	祝金10万円	祝金20万円	祝金30万円	祝金30万円	町内に、出産前に一定期間居住し、出産後も一定期間居住することが条件（転勤等で異動がある場合は該当しない）	ある	出産後1年未満で、保健指導を必要とする産婦に対し、日帰り又は宿泊し保健指導を行う。 ※県助産師会に委託して実施	ある	「わいわいサロン」を毎週1回開催。育児中の母親等の居場所を提供している。保健師による相談も実施。	ある	発達相談会を年6回開催
南会津町	ある	100,000円 地域商品券	100,000円 地域商品券を 2年間支給	100,000円 地域商品券を 3年間支給	100,000円 地域商品券を 3年間支給	税金、公共料金の滞納ない町居住1年以上	ある	宿泊ケア（最大7日間） 日帰りケア（最大5日間）助成 訪問ケア（最大5回）	ない		ある	発達障がい児を持つ保護者を対象として、各種情報交換、子育てアドバイス等を2ヶ月に1回程度開催
北塩原村	ある	100,000円	200,000円	300,000円	300,000円	本村に住民登録された子を出産した者又はその配偶者で、出産の日の1年以上前から引き続き村内に住所を有する者に対して支給する。	ある	県助産師会に委託して、産後1年未満の母子を対象に、日帰りケア及び宿泊ケアを実施。	ない		ある	発達に関して不安がある児及び保護者に対し、発達観察相談会を実施。
西会津町	ある	20万円（半分の額を町共通商品券）	20万円（半分の額を町共通商品券）	50万円	第三子と同額	第三子以降の支給は出生時に20万円（半分の額を町共通商品券）2歳到達時に10万円、小学校入学時に20万円。町に引き続き1年以上住所を有する者を支給対象とする。	ある	産後宿泊ケア、産後日帰りケア（最大7日間）本人自己負担なし	ある	週1回の子育てサークルによる支援で保健師・保育士による育児相談を行っている。	ある	健診や児童相談所の巡回児童相談会、こども園等からの相談により関係機関と連携して支援している。

## 出産に関する支援

市町村	9 出産祝い金・祝い品の贈呈						10 産後ケア事業の実施		11 育児不安の親のグループ活動		12 発達障がい等育てにくさを感じる親支援	
	制度の有無	第一子	第二子	第三子	第四子以降	贈呈条件・制限等	制度の有無	制度の内容	支援の有無	支援の内容	早期支援体制の有無	支援の内容
磐梯町	ある	100,000	100,000	200,000	200,000	出生児の父または母が子の出生日まで6ヶ月以上本町に住所を有し、居住の実態があり、かつ出生後、出生児及び父母が1ヶ月以上本町に住所を有し居住の実態があること。父母が申請日の前年度以前の町税等の滞納がないこと。3年以上の定住の意思があること。	ある	県助産師会に委託して、産後1年未満の母子を対象に、日帰りケア及び宿泊ケアを実施。	ない		ある	2歳児健康相談、3歳児健診、4歳児健診での臨床心理士等との個別相談 保育所、幼稚園との連携 家庭訪問、個別相談等 勉強会の開催(月1回)
猪苗代町	ある	祝い金 3万円	祝い金 5万円	祝い金 7万円	祝い金 10万円 第5子以降 20万円	町内に5ヶ月以上在住	ある	①産後宿泊ケア ②産後日帰りケア 対象：町内に住所を有し、出産から6ヶ月以内の産婦及び乳児	ない		ある	保健師による訪問や町の親子遊びの教室などを通し支援している
会津坂下町	ない						ある	産後6か月未満の母子を対象に、宿泊・日帰りケアを県助産師会に委託により実施。 【宿泊ケア】 自己負担：6,300円/泊(1泊追加ごとに4,500円加算) 利用期間：最大7日間 【日帰りケア】 自己負担：1,500円/日 利用期間：上限なし	ない		ある	・臨床心理士による発達相談(2か月1回)、3歳6か月児健診での二次相談を実施。 ・支援体制の整備として、自立支援協議会子ども部会の開催(2か月に1回)や、保育所・幼稚園との定例会を実施し、関係機関と連携を図っている。
湯川村	ある	5万円	5万円	5万円	5万円	村内に住居を有していること	ある	委託先：福島県助産師会、山田産婦人科医院 対象者：保健指導の必要のある産後4ヶ月未満の母子 内容：日帰りケア及び宿泊ケア 自己負担：あり	ない		ある	乳幼児健康診査等で相談があった場合、保健師の家庭訪問や電話相談を実施している。また、必要時、精神科医師や臨床心理士による個別相談につなげている。

## 出産に関する支援

市町村	9 出産祝い金・祝い品の贈呈						10 産後ケア事業の実施		11 育児不安の親のグループ活動		12 発達障がい等育てにくさを感じる親支援	
	制度の有無	第一子	第二子	第三子	第四子以降	贈呈条件・制限等	制度の有無	制度の内容	支援の有無	支援の内容	早期支援体制の有無	支援の内容
柳津町	ある	5万円、商品券5万円	10万円、商品券10万円	15万円、商品券15万円	15万円、商品券15万円	父又は母が新生児の誕生日において、1年以上前から当町に住所を有し、かつ新生児の住所を当町に有すること。対象となる子の父母（養父母）に町税等の滞納がないこと	ある	当町に住所を有し、出産後4か月未満の産婦及び乳児で育児不安や産後の体調に不安があるなど保健指導を必要とする方を対象とし、県内の助産所で実施。宿泊ケアは1泊2日で自己負担額6,000円。日帰りケアは1日あたり自己負担額1,500円。	ない		ある	各幼児健診で心理士による個別相談を実施。保育所と連携をとりながら支援を実施。
三島町	ある	祝い金300,000円	同左	同左	同左	定住が見込めるもの	ある	産後1年未満の母子が助産所等に日帰りまたは宿泊し、育児指導、母乳育児支援、母体の心身の疲労回復促進等のケアを受けることにより、自宅に帰ってから自信を持って育児を行えるよう支援する。	ある	ワンダークラブ →就学前の幼児、児童を持つ親に対して、月2回程度集まりを開き、保健師や育児専門の講師等を招き情報交換や、アドバイス等を行っている。	ある	母子保健連絡会 →支援が必要な幼児・児童・生徒等の情報を共有し、適切な支援の方法について協議を行い、町保健師等を通して支援を行っている。
金山町	ある	祝い金300,000円	祝い金300,000円	祝い金500,000円	祝い金500,000円	5年間定住する要件あり。期間内に転出の場合、祝い金の返還規程あり。	ある	助産師施設による宿泊及び日帰りケアの実施。一泊二日で自己負担6,000円	ある	「はいはいクラブ」と称し、入所前の母子支援を行う。	ある	保健師による訪問。定期検診など。
昭和村	ある	祝い金100,000円	祝い金100,000円	祝い金100,000円	祝い金100,000円		ある	産後の母子の疲労回復や不安軽減を目的とし。県内の助産所にて日帰り・宿泊ケアを受ける際の料金を助成する。	ある	親子、妊婦さんが自由に利用でき、子育ての不安や悩みなどに対する相談や情報交換を行う交流の場を提供する。	ない	
会津美里町	ある	祝い品10,000円相当	祝い品10,000円相当	祝い品10,000円相当	祝い品10,000円相当		ある	宿泊ケア・日帰りケア	ない		ある	子育て相談

## 出産に関する支援

市町村	9 出産祝い金・祝いの贈呈						10 産後ケア事業の実施		11 育児不安の親のグループ活動		12 発達障がい等育てにくさを感じる親支援	
	制度の有無	第一子	第二子	第三子	第四子以降	贈呈条件・制限等	制度の有無	制度の内容	支援の有無	支援の内容	早期支援体制の有無	支援の内容
西郷村	ない						ある	「西郷村産後ケア要綱」別紙③参照	ある	「西郷村つどいの広場」 ・親子で一緒に遊べるスペースがあり、仲間づくりや育児相談ができる広場 ・対象は4歳未満のお子さんをもつ親と子ども ・午前9時30分～午後3時30分 月～金（土日・祝祭日・年末年始・お盆は休み）	ある	「すくすく教室」別紙④参照
泉崎村	ある			商品券10万円	・第四子商品券30万円 ・第五子以降：商品券50万円	①商品券は村内のみ利用可で期限は1年間②対象児出生後、引き続き3ヵ月以上住所を有すること	ある	・産後宿泊ケア ・産後日帰りケア	ない		ある	西白河地区乳幼児育成指導及び発達相談事業（「すくすく教室」・「発達クリニック」）
中島村	ある	祝い品5,000円相当	祝い品5,000円相当	祝い品5,000円相当	祝い品5,000円相当	記念樹	ある	産後宿泊ケア 産後日帰りケア	ない		ある	西白河地区乳幼児育成指導及び発達相談事業（「すくすく教室」・「発達クリニック」）

## 出産に関する支援

市町村	9 出産祝い金・祝品の贈呈						10 産後ケア事業の実施		11 育児不安の親のグループ活動		12 発達障がい等育てにくさを感じる親支援	
	制度の有無	第一子	第二子	第三子	第四子以降	贈呈条件・制限等	制度の有無	制度の内容	支援の有無	支援の内容	早期支援体制の有無	支援の内容
矢吹町	ある	祝品 5,000円相当 (育児用品を 一品贈呈)	祝金 50,000円	祝金 50,000円	祝金 50,000円	<b>【祝品】</b> (1)平成29年4月1日生まれ以降の第1子であり、父または母に養育されていること。 (2)第1子目及び父又は母が、保健福祉課の保健師・助産師が『こんにちは赤ちゃん訪問事業』で訪問する時点で町内に住所を有すること。 <b>【祝金】</b> (1)町内に出産の前日に居住し、出産の日後6ヶ月以上居住している人で、引き続き町内に居住する見込みのある者。 (2)平成23年4月1日以降に第二子以上の子を出産し、対象児を含む2人以上の子(18歳未満に限る)を養育している者。 (3)申請者の世帯で町税等を滞納していないこと。	ある	産後日帰りケア、宿泊ケアの実施 各7日間の利用を上限に助成	ある	親子あそびのひろば～すてっぷ～ (親子のふれあい遊び、親子での課題あそびの提供) 年10回開催	ある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すくすく教室(西白河郡4町村合同)年10回開催</li> <li>・西白河郡乳幼児発達相談会(西白河郡4町村合同)年6回開催</li> </ul>
棚倉町	ない						ある	産後6か月以内の母子に対し宿泊ケア7日間、日帰りケア5日間の利用を上限に一部助成。	ある	・すくすくルーム(子どもセンター)における保健師の育児相談	ある	発達支援教室 乳幼児発達観察相談会 家庭訪問
矢祭町	ある	出産後3ヶ月後10万円	出産後3ヶ月後10万円	出産後3ヶ月後50万円(11歳の誕生日まで毎年5万)計100万円	出産後3ヶ月後100万円(11歳の誕生日まで毎年5万)計150万円	第5子以降出産後3ヶ月後150万円(11歳の誕生日まで毎年5万)計200万円(世帯に税金等の未納がないこと)	ある	町内に住まいの6か月以内の子どもと母親が対象。宿泊ケア・日帰りケアともに原則7日以内の利用が出来る。	ない		ある	発達支援教室への案内・心理相談
埴町	ある	祝い品: 1,500円相当	祝い品: 1,500円相当	祝い品: 1,500円相当	祝い品: 1,500円相当		ある	医療機関等への宿泊や短時間利用	ある	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施。	ある	乳幼児発達観察相談会等

## 出産に関する支援

市町村	9 出産祝い金・祝い品の贈呈						10 産後ケア事業の実施		11 育児不安の親のグループ活動		12 発達障がい等育てにくさを感じる親支援	
	制度の有無	第一子	第二子	第三子	第四子以降	贈呈条件・制限等	制度の有無	制度の内容	支援の有無	支援の内容	早期支援体制の有無	支援の内容
鮫川村	ある	商品券 30,000円相当	商品券 30,000円相当	商品券 30,000円相当	商品券 30,000円相当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出生の1年以上前から村内に住民登録され、現に居住している者</li> <li>・ 村外に居住していた者が村内に住民登録し、定住の意思を持って村内に居住している者</li> </ul> ※出産のために一時的に住民登録をした者、生活保護を受けている世帯・税等の滞納をしている世帯に属する者を除く	ある	産後6か月未満の乳児とその母親であって、産後のサポートが必要な方を対象に、宿泊ケアやデイケアサービスを提供する。	ない		ある	4町村で月1回、療育支援の遊びの教室と専門職による相談事業を実施。
石川町	ある	祝金50,000円	祝金50,000円	祝金50,000円	祝金 100,000円 (第4子) 200,000円 (第5子以降)	(祝金)1年以上町内在住又は出生後1年以上在住見込の世帯	ある	利用料金のうち、1割を利用者が負担。 ○福島県助産師会委託 宿泊ケア：自己負担1泊2日 6,800円(単胎)、7,000円(双胎) 1日追加4,800円加算(単胎)、5,000円加算(双胎) 日帰りケア：自己負担1日 1,600円(単胎・双胎) 訪問ケア：自己負担額半日 700円(単胎・双胎) 訪問ケア：自己負担額1日 1,200円(単胎)、1,300円(双胎) ○岩瀬公立病院委託 宿泊ケア：自己負担額1泊2日 2,700円(単胎・双胎) 日帰りケア：自己負担額1日 1,000円(単胎・双胎)			ある	すくすく相談会及びことばの教室を開催し、子どもの心身の発達に関する相談を実施。 臨床心理士12回、言語聴覚士4回

## 出産に関する支援

市町村	9 出産祝い金・祝品の贈呈						10 産後ケア事業の実施		11 育児不安の親のグループ活動		12 発達障がい等育てにくさを感じる親支援	
	制度の有無	第一子	第二子	第三子	第四子以降	贈呈条件・制限等	制度の有無	制度の内容	支援の有無	支援の内容	早期支援体制の有無	支援の内容
玉川村	ある	祝金 100,000円	祝金 200,000円	祝金 500,000円	祝金 500,000円	①玉川村に住所を有し1年以上居住していること ②保護者及び保護者と生計を一にする者が村税等を滞納していないこと ③第2子以上の兄弟の要件は、18歳以下で同居養育していること ④誕生後、引き続き3か月以上住所を有していること	ある	日帰りケア 宿泊ケア 乳児全戸訪問	ない		ある	育児相談
平田村	ある	赤ちゃん誕生祝金 50,000円	赤ちゃん誕生祝金 50,000円	赤ちゃん誕生祝金 50,000円	赤ちゃん誕生祝金 50,000円	本村に住所を有し、3か月以上養育しているもの	ある	日帰りケア 宿泊ケア 乳児全戸訪問	ない		ある	育児相談（随時） 子育て支援教室 月1回 幼児健康診査心理士個別相談
浅川町	ある	50,000円	50,000円	100,000円	200,000円～ 300,000円	父母どちらかの住所が1年以上あること	ある	産後、体調の回復や育児について不安のあるお母さんとお子さんが、助産所等の施設において、宿泊または日帰りで母子のケアや育児のサポートを受けることができる。 1日：1,600円 1泊：6,800円	ない		ある	相談及び教室等の開催
古殿町	ある	祝い金 5万円	祝い金 10万円	祝い金 30万円	祝い金 50万円	出生後、3か月以上住所を有すること。	ない		ない		ある	育児相談（随時） 関わり方の相談、助言

## 出産に関する支援

市町村	9 出産祝い金・祝品の贈呈						10 産後ケア事業の実施		11 育児不安の親のグループ活動		12 発達障がい等育てにくさを感じる親支援	
	制度の有無	第一子	第二子	第三子	第四子以降	贈呈条件・制限等	制度の有無	制度の内容	支援の有無	支援の内容	早期支援体制の有無	支援の内容
三春町	ある	乳幼児を養育する者に対し、紙おむつ、粉ミルク等を購入できる、「すくすく赤ちゃん応援成券」を支給。乳幼児1人当たり60,000円：1年目（0歳～1歳分）30,000円、2年目（1歳～2歳分）30,000円支給				・乳幼児及び養育者が当町の住民基本台帳に記録されている者。 ・養育者及びその世帯員が町税、保育料及び住宅使用料について、納期限が到来する分を完納していること。 ・2年目（1歳の誕生日を迎えたとき）転出等により当町の住民基本台帳から記録が削除された場合は、交付対象とならない。	ある	出産後の心身ともに不安定になりやすい産後1年以内の産婦（乳児）等に対し、医療機関での保健指導や母体の保護を実施。 ・産後ショートステイ事業 ・産後デイケア事業	ある	妊娠中の方や産後1年以内のお母さんと赤ちゃんを対象に助産師、栄養士、保健師に健康相談や子育て相談ができる「ままカフェみはる」の実施。	ある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児育成支援事業 3歳6か月健診において、心理的・社会的発達の経過観察が必要とされた児に対し、発達上の特性と明らかにし、適切な支援へとつなげるための教室。併せて、保護者が児の発達の特性を理解し、適切な子育ての方法が理解できるよう支援する。必要に応じ、関係機関と連携を図る。</li> <li>・乳幼児健診フォローアップ事業 1歳6か月健診等で心理的、社会的発達の経過観察が必要と判断された子どもに対し、遊びの場や育児相談の場を提供し、子どもの持っている発達上の特性を明らかにし必要な支援へ繋げる。また、保護者に対しては、子どもの発達の特性に合った適正な子育て方法が実践できるように支援する。</li> <li>・ペアレント・トレーニング 子育てに大変さを感じている幼児から小学生を持つ保護者を対象に子どもの様々な行動の具体的な対応を全5回シリーズで学ぶ。 ・子育て相談日 子育ての様々な悩みに対し公認心理師が個別で相談に応じる。</li> </ul>
小野町	ある	祝金 100,000円	祝金 150,000円	祝金 200,000円	祝金 200,000円	町の住民基本台帳に記録されている出生児の父若しくは母または父母に代わって養育している方で、出生の日から1年以上前から引き続き当町の住民基本台帳に記録されており、かつ町内に居住していること ※居住要件の期間が1年に満たない場合は当該期間が1年を経過した後に支給する	ある	・宿泊ケア ・日帰りケア ・訪問（乳房）ケア	ない		ある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達支援教室</li> <li>・発達相談</li> </ul>
広野町	ある	祝金 50,000円	祝金 50,000円	祝金 50,000円	祝金 50,000円	保護者において、子が出生した日から起算して6ヶ月前から継続して住民基本台帳に記載され、かつ、当該出生児を住民基本台帳に記載した方に限る。	ある	宿泊ケア・日帰りケア・訪問ケアの一部助成	ない		ある	妊娠期から地区担当保健師を中心に継続した支援

## 出産に関する支援

市町村	9 出産祝い金・祝い品の贈呈						10 産後ケア事業の実施		11 育児不安の親のグループ活動		12 発達障がい等育てにくさを感じる親支援	
	制度の有無	第一子	第二子	第三子	第四子以降	贈呈条件・制限等	制度の有無	制度の内容	支援の有無	支援の内容	早期支援体制の有無	支援の内容
檜葉町	ある			祝金 300,000円	祝金 300,000円	檜葉町に引き続き1年以上住所を有し、現在2児以上を出産養育している保護者に対し、第3子以上の誕生より支給	ある	出産後の心身ともに不安定になりやすい一定期間、保健指導を必要とする産婦及び乳児を助産所等に入所又は通所させ、母体の保護、保健指導を行う。	ない		ない	
富岡町	ある	祝い金 50,000円	祝い金 50,000円	祝い金 200,000円	祝い金 200,000円	児童の保護者が1年以上居住	ある	産後宿泊ケア、日帰りケア、訪問ケアの費用を助成	ない		ある	発達相談会(いわき支所)を隔月で実施、個別支援
川内村	ある	100,000	200,000	300,000	300,000	・一定の条件あり ・出生時各1/2の額、小学校入学時に1/2の額を贈呈。現金：商品券＝7：3 ・第一子から名前入りの木製椅子（15,000円相当）を贈呈	ある	訪問ケア・日帰りケア・宿泊ケア 最大各5日間まで 利用料の一部助成	ない		ない	
大熊町	ある	50,000円	50,000円	200,000円	200,000円	本町に住所を有する出生児	ある	宿泊ケア、日帰りケア、訪問ケアについて福島県助産師会に委託して実施	ある	子育て広場 月2回程度開催し、保健師や栄養士による相談を受けている	ある	乳幼児健診でフォローとなったお子さんのいる家庭に訪問し、あそびの教室や相談会につないでいる
双葉町	ある	なし	祝い金 150,000円	祝い金 200,000	祝い金 200,000円	第二子以降出生時に10万円支給。残りの5万円ないし10万円は小学校入学時に支給。町民税等納め残しが無い事が条件。	ある	対象：産後1年未満の母子利用期間：宿泊・日帰りケアとも最大7日間 利用料：助成の範囲内で町が負担	ある	あそびの教室で、保健師・心理士によるグループミーティング実施	ある	保健師・臨床心理士による面談 ・あそびの教室 ・発達相談会
浪江町	ある			祝い金20万円	祝い金20万円	浪江町に6か月以上住民登録していること	ある	宿泊ケア（助成額） 1泊2日62,370円、1日追加44,550円（双胎の場合1泊2日64,350円、1日追加46,530円） 日帰りケア（助成額） 1日あたり14,850円（双胎15,345円）	ある	育児不安に限定していないが、就学前の親子を対象に月1回の教室を県内3か所で実施	ある	・遊びの教室（県主催） ・発達相談会（双葉郡で共同開催）

## 出産に関する支援

市町村	9 出産祝い金・祝い品の贈呈						10 産後ケア事業の実施		11 育児不安の親のグループ活動		12 発達障がい等育てにくさを感じる親支援	
	制度の有無	第一子	第二子	第三子	第四子以降	贈呈条件・制限等	制度の有無	制度の内容	支援の有無	支援の内容	早期支援体制の有無	支援の内容
葛尾村	ある	100,000円	200,000円	300,000円	300,000円	・引き続き10年以上村内に居住すること ・出生時に半額支給、残りを小学校入学時に支給	ある	産後1年を経過しない母子 ① 宿泊ケア 一組につき原則7日以内とし、村が産婦等の状況により引き続きケアの利用が必要であると認める場合には、最大14日間とする。なお1泊2日は、2日間と数える。 ② 日帰りケア 一組につき原則7日以内とし、村が産婦等の状況により引き続きケアの利用が必要であると認める場合には、最大14日間とする。 ③訪問ケア 一組につき原則7回以内とし、村が産婦等の状況により引き続きケアの利用が必要と認める場合は最大14回とする。	ない		ある	相談があれば臨床心理士による相談会で支援を行う。
新地町	ある	出生祝い金 (30,000円)	出生祝い金 (30,000円)	出生祝い金 (30,000円)	出生祝い金 (30,000円)	1年以上本町に住所を有し、出生児を養育している者。	ある	産後1年未満の母子を対象に「宿泊ケア」「日帰りケア」「訪問型ケア」を実施し、母体ケア、乳児ケア、育児に関する指導、心身のケア、育児サポート等を実施する。(委託)	ない		ある	相談会や発達支援教室
飯舘村	ある					全員に木のおもちゃ、本の贈呈 肌着、ガーゼの贈呈(ボランティア団体より寄贈分)	ある	産後日帰りケア、宿泊ケアの実施 各10日間の利用を上限に助成	ない		ない	

## 西郷村産後ケア事業実施要綱(平成30年6月21日告示第76号)

最終改正:

改正内容:平成30年6月21日告示第76号[平成30年7月1日]

## ○西郷村産後ケア事業実施要綱

平成30年6月21日告示第76号

## 西郷村産後ケア事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもを産み育てやすい環境の整備を図るため、出産後の心身ともに不安定になりやすい一定期間、保健指導を必要とする産婦及び乳児(以下「産婦等」という。)を助産所又は医療機関等(以下「助産所等」)に入所又は通所させ、母体の保護、保健指導を行う産後ケア事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象者)

第2条 事業の対象となる者は、村内に住所を有し、原則として出産から1年以内の産婦等のうち、次に掲げるいずれかに該当するものとする。ただし、出産に係る入院中の者及び医療的処置が必要な者を除く。

- (1) 産褥期の身体的機能の回復について不安を持ち、保健指導を必要とする者
- (2) 育児不安が強く、保健指導を必要とする者
- (3) その他産後の経過に応じた休養、栄養管理等日常生活面について、保健指導を必要とする者

(委託)

第3条 事業は、村長が適当と認める助産所等に委託して行うものとする。

(受託機関の責務)

第4条 助産所等は、産婦等が当該施設に滞在中、日常生活に近い環境で保健指導を受けられるよう努めるものとする。

(事業の種別)

第5条 事業の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 産後宿泊ケア事業 産婦等を助産所等に入所させ、保健指導を行う事業
- (2) 産後日帰りケア事業 産婦等を助産所等に通所させ、保健指導を行う事業

(保健指導の内容)

第6条 助産所等が行う保健指導の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 産婦の母体の管理及び生活面の指導に関すること。
- (2) 乳房管理に関すること。
- (3) もく浴や授乳等育児指導に関すること。
- (4) その他必要とする保健指導

(利用期間)

第7条 事業を利用することができる期間は第5条に掲げる事業ごとに7日間以内とする。ただし、村長が産婦等の状況により引き続き事業の利用が必要であると認める場合は、さらに7日間を限度として延長することができる。

2 前項における第5条第1号に規定する事業の利用の初日及び最終日は、それぞれ1日とみなす。

(利用の申請)

第8条 この事業の利用を希望する者又はその家族(以下「申請者」という。)は、産後ケア事業利用申請書(第1号様式)を村長に提出するものとする。

2 前項に規定する利用の申請は、事業を利用しようとする前に行うものとする。ただし、村長がやむを得ない事情があると認める場合は、助産所等に入所した後に行うことができる。

(利用の決定)

第9条 村長は前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を承諾しない。

- (1) 産婦等が第2条に規定する対象者であると認められないとき。
- (2) 助産所等のベッドが満床であるとき。

3 村長は、第1項の決定を行ったときは、速やかに産後ケア事業利用承認通知書(第2号様式)又は産後ケア事業利用不承認通知書(第3号様式)によりその利用の可否について、申請者に通知するものとする。この場合において、当該決定が利用の承認に係るものであった場合は、助産所等に産後ケア事業委託通知書(第4号様式)を通知するものとする。

(利用の変更申請)

第10条 事業の利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)が、承認を受けた事項を変更しようとするときは、利用者又はその家族が、産後ケア事業利用変更申請書(第5号様式)を村長に提出するものとする。

(変更の決定)

第11条 村長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、変更の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の決定を行ったときは、速やかに産後ケア事業利用変更承認通知書(第6号様式)又は産後ケア事業利用変更不承認通知(第7号様式)によりその変更の可否について通知するものとする。

(実費の支払)

第12条 利用者は、事業の利用に際し、食費その他実費相当額を直接助産所等に支払うものとする。

(報告等)

第13条 受託機関は、事業を実施した月の翌月の10日までに当該月分の事業の実施状況について、産後ケア事業個別利用状況報告書(第8号様式)、産後ケア報告書(第9-1号様式又は第9-2号様式)、産後ケア事業実施報告書(第10号様式)及び産後ケア事業委託料請求書(第11号様式)を村長に提出するものとする。

(記録の整備)

第14条 助産所等は、事業に関する事項を記録し、実施年度の翌年度から起算して5年間保存しておくものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

---

西白河地区乳幼児育成指導及び発達相談事業（「すくすく教室」  
「発達クリニック」）実施要領

（目的）

第1条 乳幼児健康診査や健康相談の結果、心身の発達に障害のある乳幼児及び心身の発達経過観察が必要と思われる乳幼児とその保護者に対してその児の健やかな発達を支援することを目的とする。

（対象者）

第2条 次の各号に掲げる者で、町村長が適当と認めた乳幼児及びその保護者を対象とする。

- (1) ことばが遅い、友達と遊べない、興味が限局している、集団に適應できない及び発達が遅れている等の問題を持つ乳幼児とその保護者
- (2) 子供と遊べない、無口、幅のない硬い育児姿勢等保護者の養育姿勢や育児環境に問題があり、子供の発達に影響が見られる者
- (3) 乳幼児に障害や発達の遅れが明らかでも、保護者がそれを受容できずに乳幼児の発達を阻害していると思われる者
- (4) 上記以外で町村長が参加を認める乳幼児と保護者

（目標）

第3条 本事業は、次の各号に掲げる事項を目標として実施するものとする。

- (1) 専門的な発達診断や検査等を実施し、心身障害児の早期発見に努めるとともに、適切な援助方針を決めることにより乳幼児の発達を促す。
- (2) 保護者が乳幼児の発達及び療育について理解し、家庭での養育が適切にできるようにする。
- (3) よりよい親子関係が持てるようにする。
- (4) 地域における障害児保育の充実と、乳幼児の健やかな発達を促していく体制を整えていく。

（実施方法等）

第4条 事業の内容は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) すくすく教室

ア、集団場面での乳幼児の遊びや保護者の関わりを継続して観察しながら、個別指導や集団指導を実施し、発達を促していく。

イ、保護者が乳幼児への関わり方や発達障害の理解を深めるために、集団指導や話し合い（グループワーク）を行い、また必要に応じて個別相談を行う。

ウ、保護者自身の心の健康保持のため、保護者同士の交流や学習をする。

エ、関係機関との連携を図り、対象児の適切な処遇について検討する。

オ、スタッフ及び役割分担は、以下のとおりとする。

- ・子供の行動観察、心理判定、保護者への指導、教室運営への助言…臨床心理士、社会福祉士（1～2名）

- ・親子遊び、子供遊び…保育士（1名）
- ・子供の行動観察、教室全体の企画、運営及び連絡調整…保健師（4名）
- ・その他の指導…必要に応じて、医師、教員、栄養士、作業療法士、歯科衛生士等の専門スタッフ

(2) 発達クリニック

ア、乳幼児の発達に関する診察、相談、養育に関する指導を行う。

イ、適切な医療機関や関係機関の紹介

ウ、スタッフ及び役割分担は、以下のとおりとする。

- ・発達診断…心理判定員
- ・診察、相談指導…医師
- ・クリニックの運営…保健師

2 本事業は、西白河郡内の町村が共同で年度計画に基づき実施するものとし、年度計画は、西白河地区内の町村が協議の上、策定する。

(実施機関等)

第5条 実施主体は、次の各号に掲げる西白河管内4町村で、事務局は年度毎の輪番制で実施する。

- (1) 西郷村
- (2) 泉崎村
- (3) 中島村
- (4) 矢吹町

(経費)

第6条 本事業にかかる経費は、協議の上、各町村割り当て分担する。

(協力機関)

第7条 本事業は、次の各号に掲げる関係機関の協力を得ながら実施していくものとする。

- (1) 県南保健福祉事務所
- (2) (社) 牧人会 白河こひつじ学園
- (3) 西郷養護学校
- (4) あさかホスピタル
- (5) その他目標達成のために必要な機関

(秘密の保持)

第8条 本事業に係わる職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。